

報道発表資料の配付日時 4月 11日 (金) 14時 00分

発表項目 (行事名)	令和7年度(2025年度)第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	1 日時： 令和7年(2025年)4月16日(水) 14:00~15:30 2 会場： 主会場は留萌合同庁舎4階教育局会議室とし、各道立高等学校会場、各市町村教育委員会会場はオンラインで参加 3 方法： 道教委、各道立高等学校、各市町村教育委員会間でのWeb会議方式 4 出席者： 市町村、市町村教育委員会、留萌管内公立小・中・高等学校の校長、PTA関係者、経済団体関係者 (道側)北海道教育庁高校教育課、留萌教育局 5 内容： 公立高等学校の配置について、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられることから、これらの課題解決に向け、市町村関係者や学校関係者等と意見交換を行い、地域との連携を深めるため協議会を開催しております。 当日は一般の方の傍聴も可能となっていますので、地域の皆様に周知していただきたく、事前に貴紙面にてお取り上げいただきますようお願いいたします。 なお、傍聴については、会場参加4名、Web参加6名の計10名以内となっておりますので、傍聴される方は下記担当までお申し込み願います。		
参考	配付資料	・令和7年度(2025年度)第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会開催要領 ・傍聴者の皆様へ	

報道(取材)に当たってのお願い	当日の報道機関の取材については、留萌教育局会場でのみ可能です。取材を希望される場合は、下記担当までご連絡ください。 留萌教育局会場：留萌合同庁舎4階 教育局会議室		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)	

担当 (連絡先)	留萌教育局企画総務課 担当者：企画総務課長 村元 亨 総務係長 坂東 巡 TEL ダイヤルイン 0164-42-8398		
-------------	--	--	--

令和7年度（2025年度）第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会開催要領

1 目 的

公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられる。これらの課題の解決に向けて、通学区域ごとに市町村関係者及び学校関係者等と意見を交換し、地域との連携を深めるため本協議会を開催する。

2 主 催

北海道教育委員会

3 主 管

北海道教育庁学校教育局高校教育課

北海道教育庁留萌教育局

4 開催日時及び方法

学 区	開催日時	開催方法
留萌学区	令和7年（2025年）4月16日（水） 14時00分～15時30分	道教委と各市町村教育委員会、 各道立高等学校を繋いだ Web会議システムでの開催

5 参加対象者

- (1) 市町村長
- (2) 市町村教育委員会教育長
- (3) 道立高等学校長
- (4) 市町村代表中学校長
- (5) 市町村代表小学校長
- (6) 道立高等学校PTA会長
- (7) 市町村代表中学校PTA会長
- (8) 市町村代表小学校PTA会長
- (9) 経済団体関係者（公立高校所在市町村）
- (10) 留萌振興局地域創生部地域政策課長 *オブザーバー

6 議 題

次年度以降の公立高等学校配置計画についての説明及び協議等

傍聴者の皆さんへ

北海道教育庁留萌教育局

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴の人数は、10人以内とし、先着順としています。ただし、報道関係者はこれに含みません。
なお、会場における傍聴は、留萌教育局会場のみとし傍聴可能人数は4名以内とします。（この場合、残り6名はWeb会議システムによる傍聴）
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、傍聴することはできません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合
 - (3) 前2号のほか、主催者が傍聴を不适当と認めた場合
- 3 次の各号の行為をしてはいけません。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 飲食すること。
 - (3) 私語、談話、拍手等をする事。
 - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をすること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではありません。
 - (5) オンライン会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用すること。
 - (6) オンライン会議では、傍聴を許可していない者に対して、会議を視聴させること。
 - (7) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為をすること。
- 4 傍聴人が前記3の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。
- 5 オンライン会議では、傍聴人が前記3の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることがあります。
- 6 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。